## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	千葉県		
3. 市区町村名	長生村		
4. 届出番号	5		
5. 独自利用事務の事例番号	65-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.vill.chosei.chiba.jp/000000834.html		

執行機関名 長生村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第5項 ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	長生村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年長生村条例第8号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置 を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長生村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成8年長生村条例第8号) 長生村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(平成8年長生村規 則第9号)

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	長生村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第7条		
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十に おいて読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実 についての審査に関する事務	長生村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第7条の規定のよる助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	長生村ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第7条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				
特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号			
②情報提供者				
③提供を求める特定個人情 報				